

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
サツキ 八代市平山新町六拾石 2518 番地 1	有限会社サツキ 八代市平山新町六拾石 2518 番地 1	平成 17 年 2 月 25 日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平 91 番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平 91 番地	平成 17 年 2 月 11 日

**熊本県告示第 510 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
国保水俣市立湯之児病院 水俣市浜 4080	水俣市 水俣市 4080	平成 17 年 3 月 31 日

## 〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
国保水俣市立湯之児病院 水俣市浜 4080	水俣市 水俣市 4080	平成 17 年 3 月 31 日

## 〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
国保水俣市立湯之児病院 水俣市浜 4080	水俣市 水俣市 4080	平成 17 年 3 月 31 日

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業所青い鳥 荒尾市川登 1772 番地 8	有限会社石原工業 玉名郡長洲町宮野 1298 番地 14	平成 17 年 1 月 11 日

## 〔介護療養型医療施設〕

施設の名称及び所在地	廃止年月日
国保水俣市立湯之児病院 水俣市浜 4080	平成 17 年 3 月 31 日

**熊本県告示第 511 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の指定介護機関から辞退の届出があった。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	辞退年月日
ライフアシストケア 荒尾市桜山町三丁目 15 番 7 号	特定非営利活動法人ライフ アシスト リンク 荒尾市桜山町三丁目 15 番 7 号	平成 17 年 3 月 29 日

**熊本県告示第 512 号**

熊本県産業活性化資金融資制度要項を次のように定める。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業活性化資金融資制度要項

（目的）

第 1 条 この要項は、県内の中小製造業及び商業・サービス業者の経営の近代化及び経営基盤の強化、地場産業の振興、過疎地域等の市町村における中小企業の振興を図ること

を目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 中小製造業及び商業・サービス業者 それぞれ前号で規定する中小企業者のうち製造業及び小売・卸売業、飲食店又はサービス業（以下「製造業等」という。）を営むものをいう。

(融資資金)

第3条 県は、この制度を運用するための資金を予算の範囲内で熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）に貸し付けるものとする。

2 協会は、県及び中小企業金融公庫から貸付けを受けた資金（以下「資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

3 取扱金融機関は、預託を受けた資金に第5条第1項第1号に規定する融資を対象に600パーセント以上、第5条第1項第2号に規定する融資を対象に400パーセント以上の自己資金を加えて融資枠を設定し、この要項の定めるところにより融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第4条 前条第2項の取扱金融機関は、第5条第1項第1号の資金にあっては、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びにみずほ銀行、東京三菱銀行、りそな銀行、福岡銀行、親和銀行、西日本シティ銀行、南日本銀行、長崎銀行及び商工組合中央金庫の県内各支店とし、第5条第1項第2号の資金にあっては、県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用協同組合並びに商工組合中央金庫熊本支店とする。

(融資対象者)

第5条 この要項に基づき融資する資金については、次の各号の資金枠を定める。

- (1) 一般枠
- (2) 地場産業特別枠
- 2 前項第1号に規定する融資の対象となる中小企業者は、製造業を営むもののうち店舗、工場等の新築、改装等の施設設備の近代化及びISO取得等による経営基盤の強化を図るための資金並びに商品仕入等事業経営の安定を図るための資金を必要とするものとする。
- 3 第1項第2号に規定する融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 地場産業振興ビジョン及び地場産業実態調査報告書で指定された業種に属する者（別表第1）
  - (2) 知事指定の重点振興業種に属する者（別表第2）
  - (3) 次のいずれかの地域において経営の合理化又は近代化を図る者で、当該地域の商工業その他産業に関する振興計画の趣旨に沿う事業内容を営む中小企業者として市町村長が承認したもの
    - ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）で定める過疎地域
    - イ 半島振興法（昭和60年法律第63号）で定める半島振興対策実施地域
    - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）で定める離島振興対策実施地域
    - エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）で定める振興山村
  - (4) 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第24条の規定による同意を受けた高度技術産業集積活性化計画に沿って経営の合理化、近代化を図る中小企業者のうち、知事の定める基準に該当するもの
  - (5) その他特に知事が必要と認めた者
- 4 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当する中小企業者には知事に、第3号に該当する中小企業者には所在市町村長に、別に定める地場産業特別枠合理化計画書（以下「計画書」という。）を提出し、知事又は市町村長の承認を受けるものとする。
- 5 知事又は市町村長は、前項の計画書を受理した場合においては、別に定める承認要領に基づき審査をし、当該資金の対象として適当と認めるときは計画書正本に対象者として承認した旨を表示するものとする。（以下当該計画書を「承認計画書」という。）

(融資資格)

第6条 融資を受けようとする者は、次の各号に定める要件をすべて備えているものとする。

- (1) 協会の保証対象となる事業を営んでいること。
- (2) 県内に住所及び事業所を1年以上有し、かつ、同一事業を1年以上営んでいること。
- (3) 取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む。）がないこと。
- (5) 県税を完納していること。

(融資条件)

第7条 取扱金融機関が行う融資の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる資金枠により融資を受けようとする者
  - ア 融資限度額 1企業当たり 5,000万円以内  
運転資金にあっては2,500万円以内  
1組合当たり 1億円以内  
運転資金にあっては5,000万円以内